



“人と自然が織りなす

しあわせ交流都市 とうみ”

の実現を目指して

平成16年4月の合併による東御市誕生から10年、これまで本市では第1次東御市総合計画に沿って、都市像の基本理念である「さわやかな風と出会いの元気発信都市」の実現に向け、新市の基盤づくりや市勢の進展のための様々な施策を展開してまいりました。

この間、急速な少子高齢化の進行、地球規模で進む環境・エネルギー問題の深刻化、地震・集中豪雨による大規模災害の多発といった社会環境の変化、さらには、地方分権の進展により自主・自立の自治体運営が強く求められるようになってきていることなど、様々な場面で大きな変革の時期を迎えています。

このような、時代の転換点ともいえる変革期にあつて、本市がまさに揺籃期から成長期を経て発展期を迎えるにあたり、これからの新たな10年のまちづくりの方向性を標榜する「第2次東御市総合計画」をここに策定いたしました。

この計画が描く未来を創造するためには、市民と行政が一体となり、ともに責任と役割を分かち合い、ともに連携・協力して目標実現に向かって歩みを進めることが重要になってくるものと考えています。そのため、今回の総合計画策定にあたりましては、この計画を市民と行政のそれぞれが具体的に成すべきことを共有できる指針となるよう、「総合計画策定市民会議」をはじめ、多くの市民の声に耳を傾け、ご意見を伺いながら進めてまいりました。

“まちづくり”とは、すべての市民がまちにやすらぎを感じ、慈しみをもち、そして、将来の夢を託して、心豊かに暮らせるようなまちを築き上げていくことにあります。

そしてこの“まちづくり”を実現するためには、行政をはじめ、市民、地域、各種団体などの多様な主体の知識、経験、技術や行動を結集していくことが必要であり、このことによって、これからの子どもたちに夢の語れる「持続可能な美しいふるさと東御市」の創造が成し得るものだと確信しております。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました市民会議及び、まちづくり審議会の委員並びに市議会議員、また東御市まちづくりアンケートなどで貴重なご意見を賜りました多くの皆様に心から感謝を申し上げますとともに、今後とも計画の実現に向け、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年3月

東御市長

花岡利夫

目 次

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨…………… 1
2. 計画の構成と期間…………… 1

第 2 章 東御市の現状と特性

1. 東御市の概況…………… 3
2. 人口の推移・推計…………… 4
3. 土地利用…………… 7
4. 財政状況…………… 9
5. 社会環境の変化と本市の課題…………… 10

第 3 章 基本構想

1. まちづくりの基本理念…………… 14
2. 東御市の将来都市像…………… 14
3. まちづくりの基本目標…………… 15
 - (1) 豊かな自然と人が共生するまち
 - (2) 安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち
 - (3) 子供も大人も輝き、人と文化を育むまち
 - (4) 共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち
 - (5) 地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち
 - (6) 市民と共に歩む参画と協働のまち
4. 基本目標別の政策施策体系図…………… 18

第 4 章 基本計画

1. 計画実現のために…………… 22
2. 基本計画の構成…………… 24
3. 基本目標別計画書…………… 26

資料編

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って地方自治体の目指すべき将来像を描き出し、その実現に向けて総合的かつ計画的な行政の経営のための指針を示すものです。

平成16年4月の合併により誕生した東御市は、合併協議会において定められた新市建設計画に沿って、平成16年度から平成25年度を計画期間とする「第1次東御市総合計画」を策定し、「さわやかな風と出会いの元気発信都市」を基本理念に計画的なまちづくりを進めてきました。

この間、市では、急速に進展する少子高齢社会への対応、深刻化する地球環境問題への対応、長引く景気の低迷等による厳しい財政状況など、これまでに経験したことのない様々な課題に直面しており、自主・自立のまちづくりを考えるうえには、地域の実情に沿った行政運営を展開していくことが、より一層重要になってきています。

地方分権がまさに実行段階を迎える今日、自治体が自らの判断と責任によってまちづくりを進めていくためには、市民と行政がまちづくりに関する想いを共有して信頼関係を築き、ともに知恵を出し合い、ともに目標に向かって力を合わせて実現を図ろうとすることが何よりも求められています。

このような変革が求められる時代において、新たな時代にふさわしい自治体経営を目指し、持続可能な東御市づくりに向けて共に歩みを進めるため、市民と行政の共通、共有のまちづくりの指針として「第2次東御市総合計画」を策定します。

2. 計画の構成と期間

第2次総合計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成します。計画期間は、基本構想を10年間、基本計画は前期・後期のそれぞれ5年間とします。

(1) 基本構想

本市の目指す将来の都市像を描き、その実現のために進むべき方向性、基本方針を示すものです。基本構想の計画期間は、平成26年度（2014年度）から平成35年度（2023年度）までの10年間とします。

(2) 基本計画

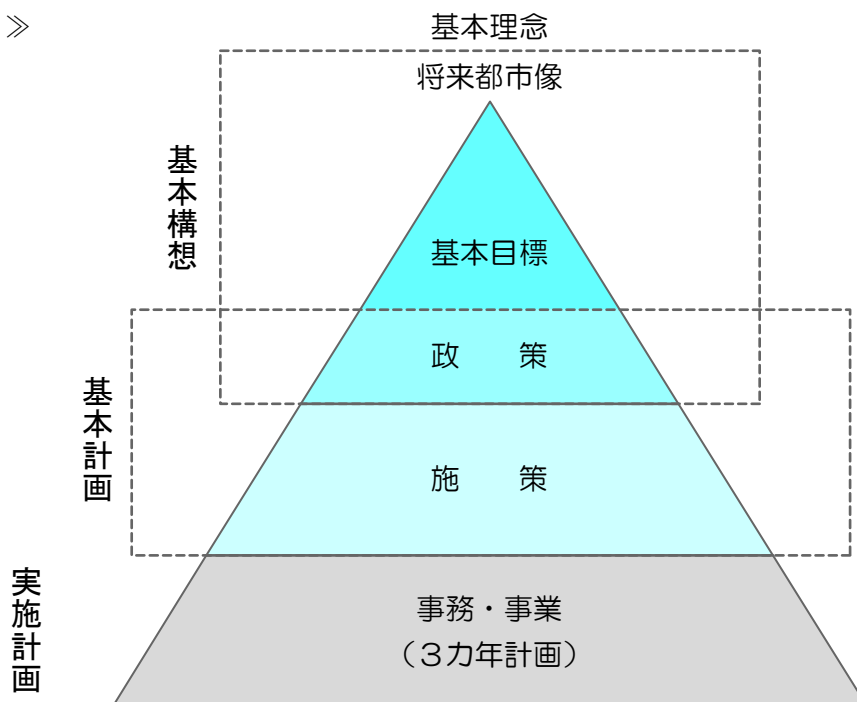
基本構想を実現するために基本的な施策を体系的に示すものです。基本計画は前期計画と後期計画とし、前期計画の計画期間は平成26年度（2014年度）を初年度とし、平成30年度（2018年度）までの5年間とします。

後期計画については、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な見直しを行ったうえで、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

(3) 実施計画

基本計画に示した施策を計画的かつ効率的に実施するため、各施策分野における主要な事業の内容及び規模の概要を示すものです。計画期間は3カ年とし、毎年ローリング（見直し）を行います。

《計画構成図》



基本理念 …誰もが安心して生き生きと、未来に希望をもって暮らす「まちづくり」の根幹となる考えです。

将来都市像 …みんなが共に歩いていくための将来のまちづくりの姿と意思を、内外に示すものです。

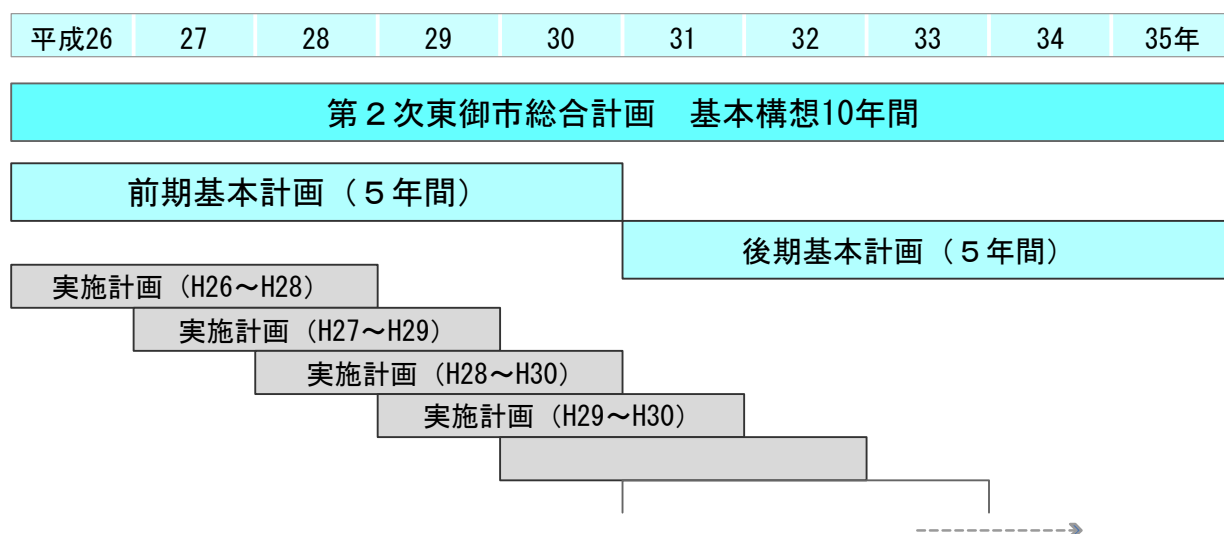
基本目標 …まちづくりの目指すべき方向性、政策の柱となるものです。

政策 …基本目標を実現するための方策であり、行政分野別に基本方針を示すものです。

施策 …政策目的を達成するための手段を示すものです。

事務・事業 …施策目的を達成するための具体的な手段を示すものです。

《計画の期間》



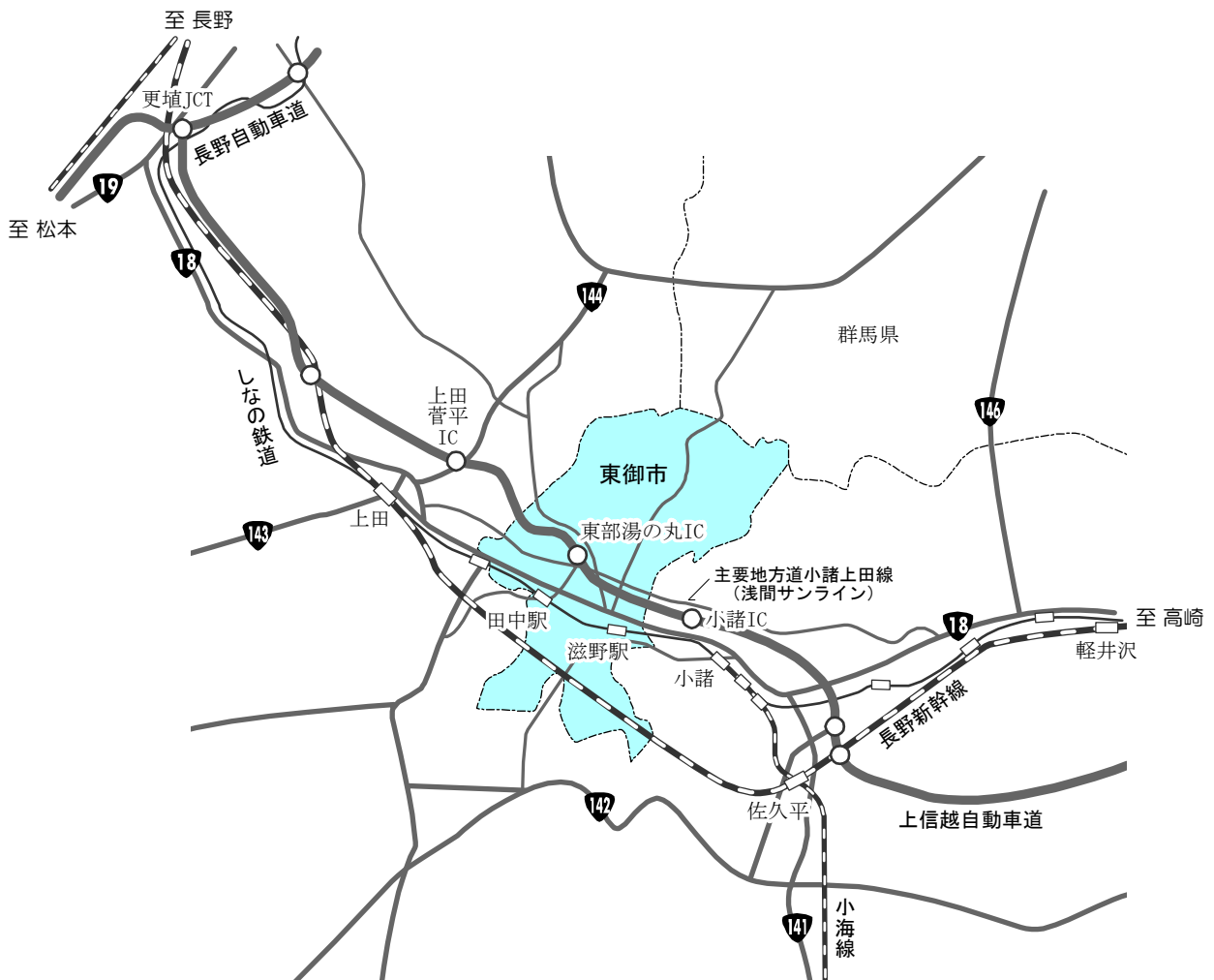
第2章 東御市の現状と特性

1. 東御市の概況

東御市は長野県の東部に位置し、県都長野市までは約 45km の距離にあり、首都東京より約 150km の圏域にあります。北は群馬県嬭恋村に、西は上田市に、南は立科町、佐久市に、東は小諸市に接し、市域は東西 14.7km、南北 16.5km、総面積 112.3 k m²です。

北には上信越高原国立公園の浅間連峰の三方ヶ峰、湯の丸山、烏帽子岳の連山、南には八ヶ岳中信高原国定公園に位置する蓼科山が眼前に見ることができます。市のほぼ中央部を上信越自動車道と千曲川の清流が東西に通過しています。上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジがほぼ中央にあり、国道 18 号と主要地方道小諸上田線（浅間サンライン）が東西の幹線道路となっています。

気候は、四季を通じて日照時間が長く、降水量が少ない準高原的な内陸性気候です。季節感のある豊かな自然や山並の眺望に優れた暮らしやすい地域で、年間降水量が 900mm 前後と全国でもまれな寡雨地帯となっています。

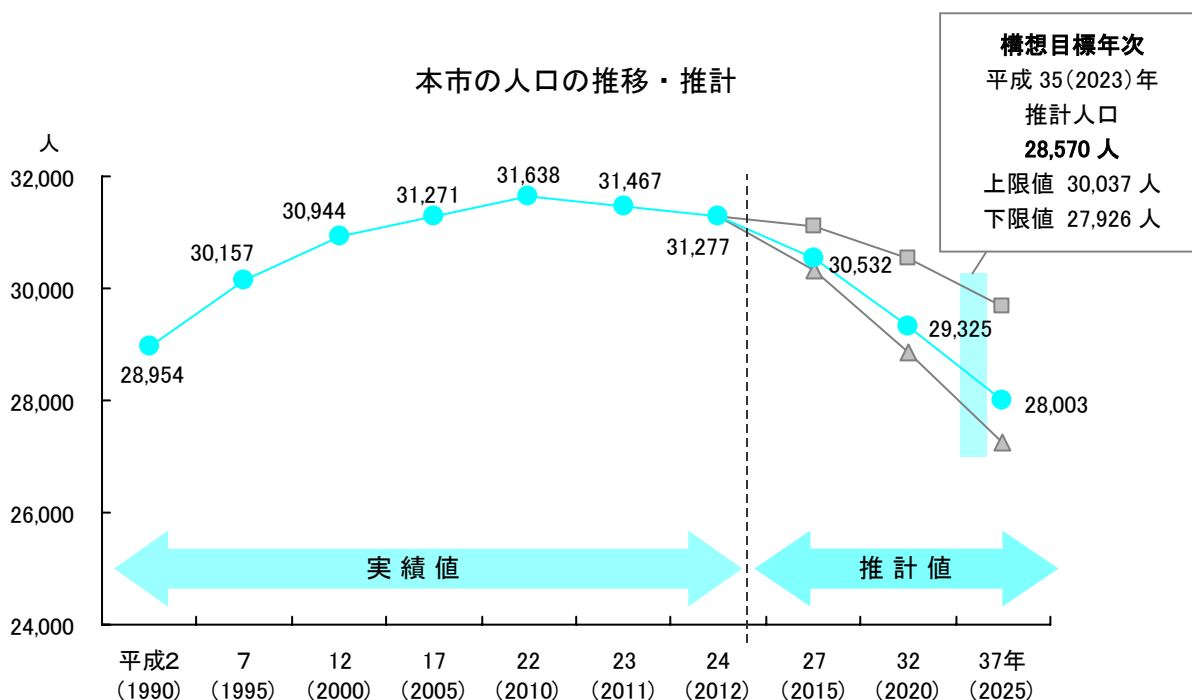


2. 人口の推移・推計

(1) 人口の推移

東御市の人口は、合併後も順調に増加してきましたが、平成 19 年から減少に転じています。全国的に人口が減少する中、本市においても同様に、今後は減少傾向が続くものと想定されます。

第 2 次総合計画期間である平成 26 年度から平成 35 年度について、コーホート要因法^{注)}により推計を行ってみますと、少子化の影響で計画期間の当初から自然動態（出生と死亡の差）がマイナスに転じるため、本市の総人口は次第に減少し、目標年次である平成 35 年における人口は 28,570 人まで減少することが見込まれます。



※平成 12 年までは東部町と北御牧村の合計値

(資料) 平成 2～17 年国勢調査、平成 22～24 年市民課資料、10 月 1 日現在

推計人口の推移

単位: 人

年度	上限値	通常推計	下限値
平成 27 年 (2015)	31,110	30,532	30,339
32 (2020)	30,525	29,325	28,845
35 (2023)	30,037	28,570	27,926
37 (2025) 年	29,666	28,003	27,245

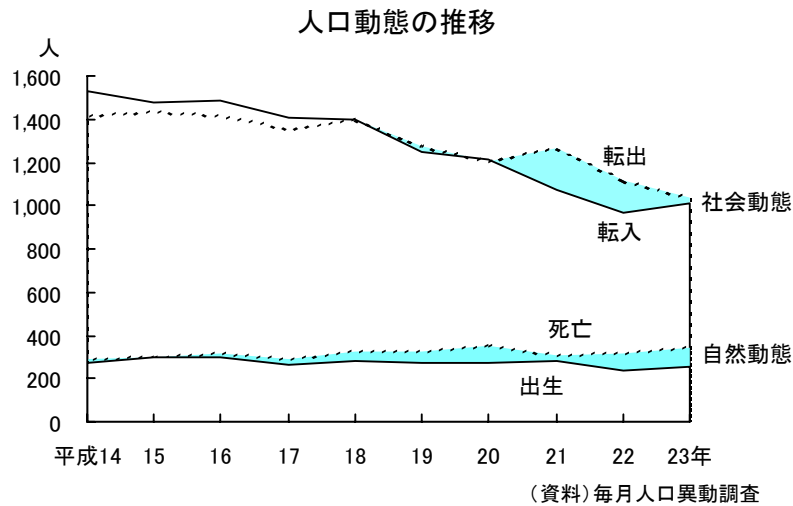
注) コーホート要因法: コーホートとはある時期に生まれた集団のことであり、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法。要因法とは、ある基準年次の男女年齢別人口を出発点として、これに仮定された生残率、出生率、移動率を適用して将来人口を計算する方法である。

○上限値の考え方

- ・純移動率…平成 19 年→平成 24 年国立社会保障・人口問題研究所編「都道府県別将来推計人口 平成 25 年 3 月推計」の東御市仮定値
- ・出生率 …合計特殊出生率 1.81 (H16 年度実績値)

○下限値の考え方

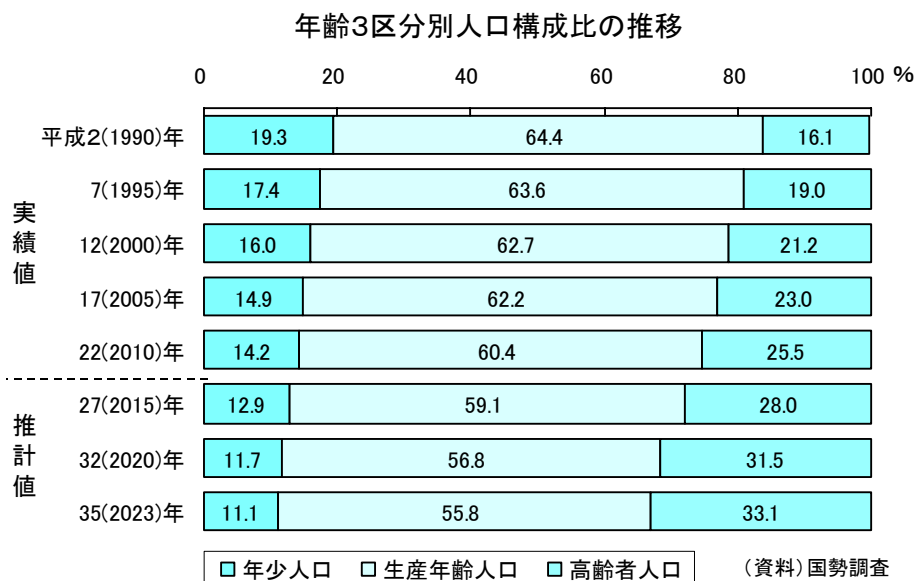
- ・純移動率…平成 19 年～平成 24 年の実績純移動率を将来に延長し、若年・生産年齢層の移動率補正 1.4
- ・出生率 …合計特殊出生率 1.33 (H17 年度実績値)



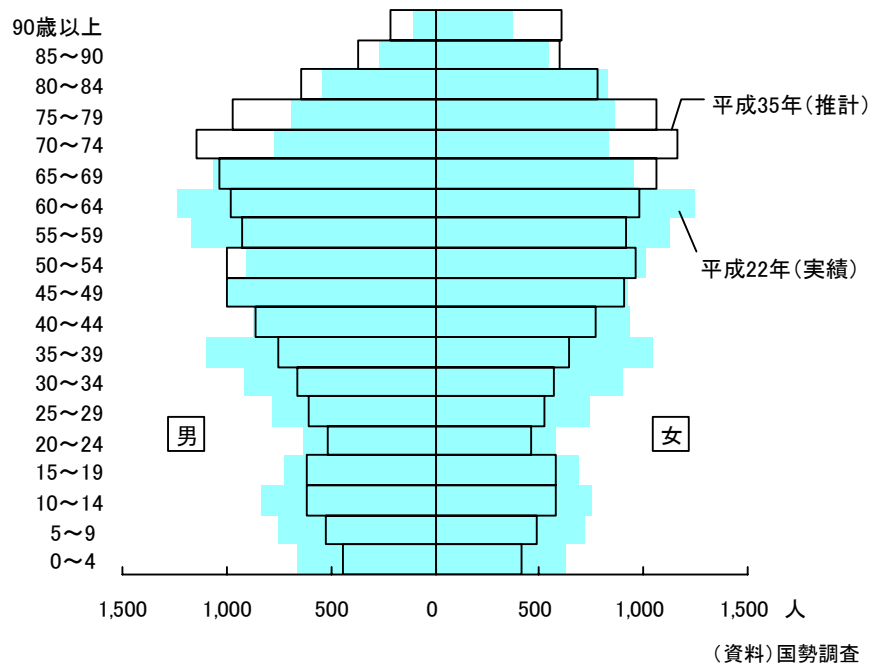
(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢別人口では、65 歳以上の高齢者が占める割合が平成 17 年の 23.0%から平成 22 年では 25.5%と高まっており、ほぼ長野県全体の高齢化率と同様の値を推移しています。

第 2 次総合計画期間内の推計では、ますます高齢者人口の増加が続き、計画の目標年次である平成 35(2023)年には、高齢者人口が 33.1%、3 人に 1 人が高齢者となることを見込まれています。



年齢5歳階級別人口



(3) 産業別就業人口の推移

第1次産業就業者数の減少が続いています。また、第2次産業就業者数は平成12年以降、減少が続き、とりわけ平成17年から平成22年にかけてはリーマンショックの影響もあり大きく減少しています。

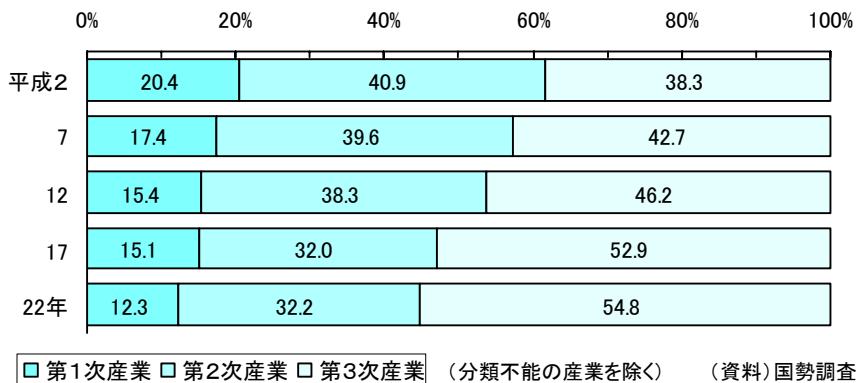
産業別就業者数の推移

単位:人

	総就業者数	増減数	第1次産業	増減数	第2次産業	増減数	第3次産業	増減数	分類不能
平成2	15,872	452	3,243	△ 621	6,490	232	6,083	788	56
7	16,860	988	2,937	△ 306	6,681	191	7,203	1,120	39
12	16,630	△ 230	2,568	△ 369	6,364	△ 317	7,689	486	9
17	16,366	△ 264	2,470	△ 98	5,229	△ 1,135	8,654	965	13
22年	15,344	△ 1,022	1,880	△ 590	4,939	△ 290	8,411	△ 243	114

(資料)国勢調査

産業3区分別就業者構成比の推移



3. 土地利用

(1) 土地利用の構想

市土は、現在及び将来における限られた資源であるとともに、生活や生産を通じた諸活動の基盤であり、さらに、その優れた自然は市民共通の貴重な財産です。市土の利用にあたっては、長い時間をかけて育まれた地域固有の風土を基盤に、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件とともに景観にも十分配慮して、都市的土地利用、農業的土地利用の調和を図りながら、長期展望に基づき適切かつ合理的な土地利用に努めることが必要です。

国土利用計画法等の土地利用関連法の適切な運用を図るため、農業振興地域整備計画、都市計画等の個別法に基づく土地利用計画を活用し、社会的・経済的条件の変化に配慮しながら適正な土地利用と地価の安定を確保します。

(2) 土地利用の方針

① 自然環境と調和した土地利用の推進

…農地や森林等、恵まれた自然環境を積極的に保全し、無秩序な開発を抑制し自然環境と調和した土地利用を図っています。

② 交通網と連動した適正な市街地の形成

…新たな広域幹線道路の整備や、都市の道路網整備と連動した良好な市街地の形成を図るとともに、公共交通網整備に合わせた計画的な周辺地域の整備を進め、都市拠点の形成を図っています。

③ 地域の特性に応じた土地利用の推進

…豊かな自然環境に恵まれた立地条件を活かし、農業、商業、工業、観光等の産業と有機的な連携を図りながら、歴史・文化遺産を積極的に維持・保全・活用し、地域特性を重視した土地利用を図っています。

④ 適正な土地利用の規制・誘導

…自然環境の保全や景観の保全等に配慮しながら、自然的土地利用と都市的土地利用の均等のとれた秩序ある土地利用を図るため、適正な土地利用の規制・誘導を進めています。

(3) 地域別土地利用の方向

① 市街地及び周辺地域

高速交通網の発達等の社会情勢の変化に対応して計画的に住宅用地、商業用地、工業用地等を配置し、景観等環境形成に十分配慮しながら魅力ある商店街や良質な住宅団地の整備を推進し、中心市街地としての都市機能の充実と生活環境の向上を図っています。

また、農用地については、都市機能の拡充との調整を図りながら、特に生産性の高い土地の農業上の利用推進に努めています。

② 田園集落地域

本地域は、市街地を取り巻くようにして千曲川の北と南に分かれた集落群で構成され、浅間サンラインや千曲ビューライン等、幹線道路の整備が進む一方、北は日当たりの良い緩やかな南向き斜面、南は粘土質の肥沃な台地が広がります。優良な農用地として積極的な農業振興を図っています。

ア. 北部田園集落地域

景観としても価値のある田園風景を維持しつつ住環境の整備を進め、美しく快適な居住空間の形成を図るとともに、優良農地の基盤整備や農業の集団化・流動化による規模拡大により効率的で安定した農業生産体制の構築を推進しています。

イ. 南部田園集落地域

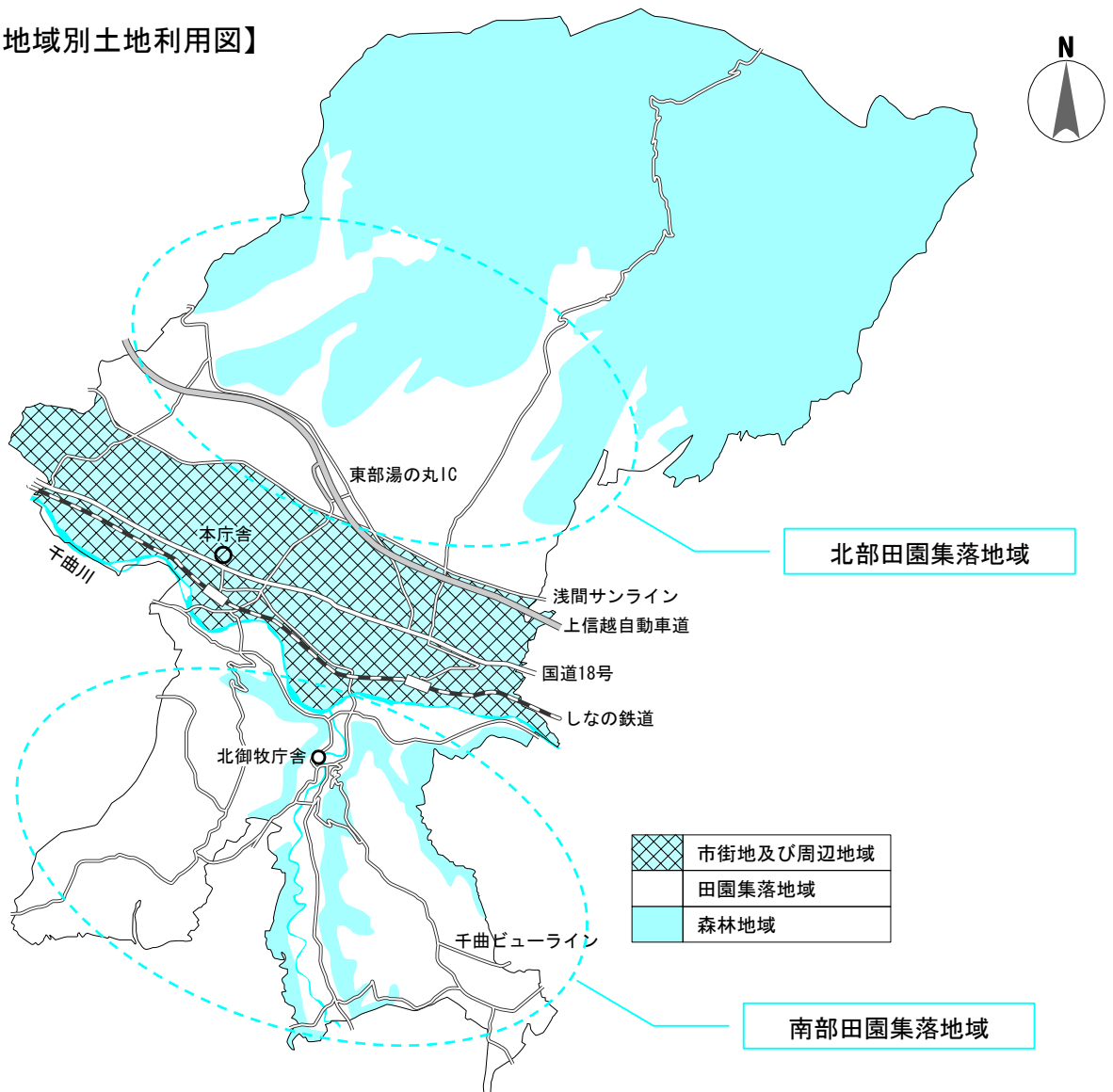
優良農地の多い台地では、基盤整備や中核農家への農地集積等により生産基盤を強化しつつ、農村資源を多面的に活用した観光や文化、レクリエーションの拠点として地域の活性化を図っています。また、自然環境や農地の保全に配慮した住宅や宅地の整備を計画的に実施し、田園と調和する快適な居住空間の形成に努めています。

農地としては狭小な河岸段丘部においては、幹線道路沿いに工業用地や公共施設用地を集積し、適切な土地利用への転換や土地の高度利用により生活基盤整備を進め、ゆとりある生活空間の確保に努めています。

③ 森林地域

森林のもつ市土保全、水源かん養等公益的機能と観光資源や憩いの場としての多面的機能を考慮しながら、その機能や景観の保全のための広域的な連携や交流会を推進し、森林管理の仕組みの再構築に努めています。

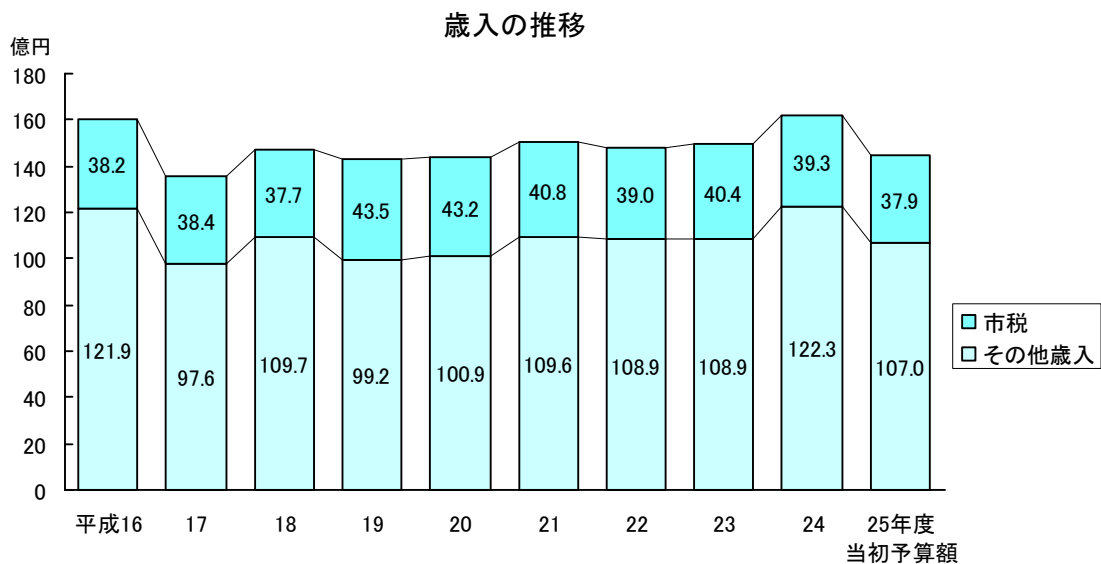
【地域別土地利用図】



4. 財政状況

(1) 一般会計歳入の推移

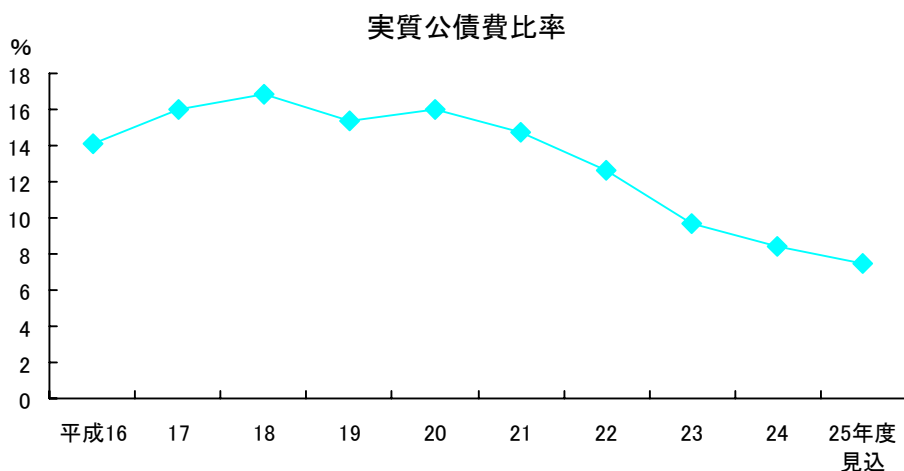
平成24年度決算にみる歳入総額は、約161億6千万円であり、歳入に占める市税収入は約39億円で24.3%となっています。そのうち9.1%が市民税、12.2%が固定資産税によるものです。平成18年度からの推移をみると、歳入はほぼ横ばいで推移しています。



(2) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、市税等の年間収入のうち、市全体の借金返済額が占める割合のことです。通常3年間の平均値を使用し、18%以上になると新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要となり、25%以上になると新たな借金が制限されてしまいます。

本市では、平成18年度の16.8%をピークに徐々に低下し、平成24年度では8.4%になっています。



(資料) 企画財政課

5. 社会環境の変化と本市の課題

(1) 少子・高齢化と人口減少社会

わが国の総人口は、平成20年から21年にピークを迎え、減少に転じています。平成22年の国勢調査では1億2,806万人ですが、50年後の平成72年には8,674万人、68%にまで減少することが予測されています。

本市においても人口減少、少子高齢化が進みつつあり、このような人口構造の変化や人口減少は、地域活力の低下や税収減による財政状況の悪化、経済や産業、社会保障制度など、地域社会全般にわたって大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

高齢者の保健福祉サービスの充実や生きがいづくり、安心して子どもを育てることのできる環境整備などに引き続き力を入れていく必要があるとともに、地域の特色を活かした市民の主体的な地域づくり活動を推進し、持続的なまちづくりを進めていくことが重要になっています。

(2) 社会保障制度の改革

年金、医療、介護、生活扶助等で構成される社会保障制度は、国民にとって最も大切な生活インフラ(基礎)であるとともに、国民の生涯設計における重要なセーフティ・ネット^{注)}であり、これに対する信頼なしには国民の「安心」と生活の「安定」はありえません。

しかし、少子化等による人口構造の変化が、年金、医療、介護に係る経費など社会保障費用の増大を招くとともに、経済成長への深刻な影響も懸念されるという点で、極めて深刻な社会的課題になりつつあります。とりわけ、介護保険制度にあっては、今後も介護ニーズや利用者の増大が見込まれ、自治体財政の影響が懸念されています。

市の介護保険特別会計を見ても、平成16年度の歳出総額約18.1億円が、平成23年度には23.6億円と3割も増大しています。

(3) 地球環境問題の深刻化

これまで私たちは、大量に資源を投入して大量に製品を生産・消費し大量に廃棄するという20世紀型の社会経済システムのもとで便利で豊かな生活を享受してきました。

しかし、こうした社会経済システムは、化石燃料の大量消費などにより、地球温暖化や酸性雨等をもたらせ、今や環境問題は大きな脅威となっています。

本市においても「とうみ環境プラン」などで低炭素社会づくりが進められていますが、限られた資源を有効に活用し次の世代へ残していくために、これまでの消費型の生活様式や社会経済活動のあり方を見直し、資源の再利用や再生可能エネルギーの導入などによって、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指していくことが一層求められています。

注) セーフティ・ネット：「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み。市民の生命や財産、生活を守るためのシステムであり、社会を支える考え方です。

(4) 「新しい公共^{注)}」と協働

人々の社会への参加意識が高まり、住民自ら地域の問題に取り組んでいく活動が全国的に活発になっています。中でもNPOをはじめ、町会・自治会やボランティア団体などが行政との協働のもと、地域における新たな公共的・公益的活動を担っていく「新しい公共^{注)}」と呼ばれる取り組みが進められています。

本市においても「市民協働のまちづくり指針」のもと、協働への取り組みを進めていますが、先の市民アンケートの調査結果では、市民活動や協働に関する市民意識として「全体として地域の自治や市民参加ができていると思う」という回答は4割にとどまっています。

市民意識を高めていくとともに、一層の市民参加を促し、市民と行政がともに知恵を出し合い、ともにまちづくりを実践していく仕組みを構築していくことが重要になっています。

(5) 経済成長と雇用の環境の悪化

将来にわたり自立したまちづくりを進めるためには、農業や商工観光業などの安定した発展と活性化、企業誘致などによる新分野の産業創造を図り、市民所得の向上と雇用機会の創出に取り組む必要があります。しかし、これら既存産業は、高齢化や担い手不足、円高、株安、消費の落ち込みなどの大きな社会変革の中で厳しい経営を強いられ、とりわけ雇用情勢は、非正規社員が増加し、所得格差が拡大するとともに、若者の就職や自立の困難な状況が続いています。

先の市民アンケート調査結果では、産業・経済の分野で特に力を入れるべき項目として「雇用の創出や労働環境の充実」を求める声が多くなっています。雇用の創出を図るため、地域産業の振興や企業立地など、経済基盤の強化に向けた取り組みが重要になっています。

(6) 安全・安心への取り組み

東日本大震災を契機に、改めて震災をはじめとする自然災害への関心が高まっています。とりわけ福島第一原発の事故に伴う放射性物質の拡散は深刻な被害をもたらしているほか、生活の身近な場所での犯罪や高齢者を狙った詐欺事件の多発などによって、日常生活に対する国民の不安は一層高まっています。

先の市民アンケート調査結果をみても、市民は今後の取り組みとして「安心できる保健・医療・福祉」「安全に暮らせる地域づくり」を重要視していることが明らかになっています。

本格的な高齢社会を迎え、安全・安心への市民ニーズが高くなっている中、市民自らができることは自らが行うことを基本とし、地域で互いに助け合い連携しながら防犯力や防災力を高め、市民と行政が互いに力を合わせて安全・安心に暮らせる地域づくりを確立していくことが重要になっています。

^{注)} 新しい公共：行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体（市民・企業等）が公共の担い手の当事者としての自覚と責任をもって活動することで「支え合いと活気がある社会」をつくるという考え方です。

<市民意識にみる本市の課題>

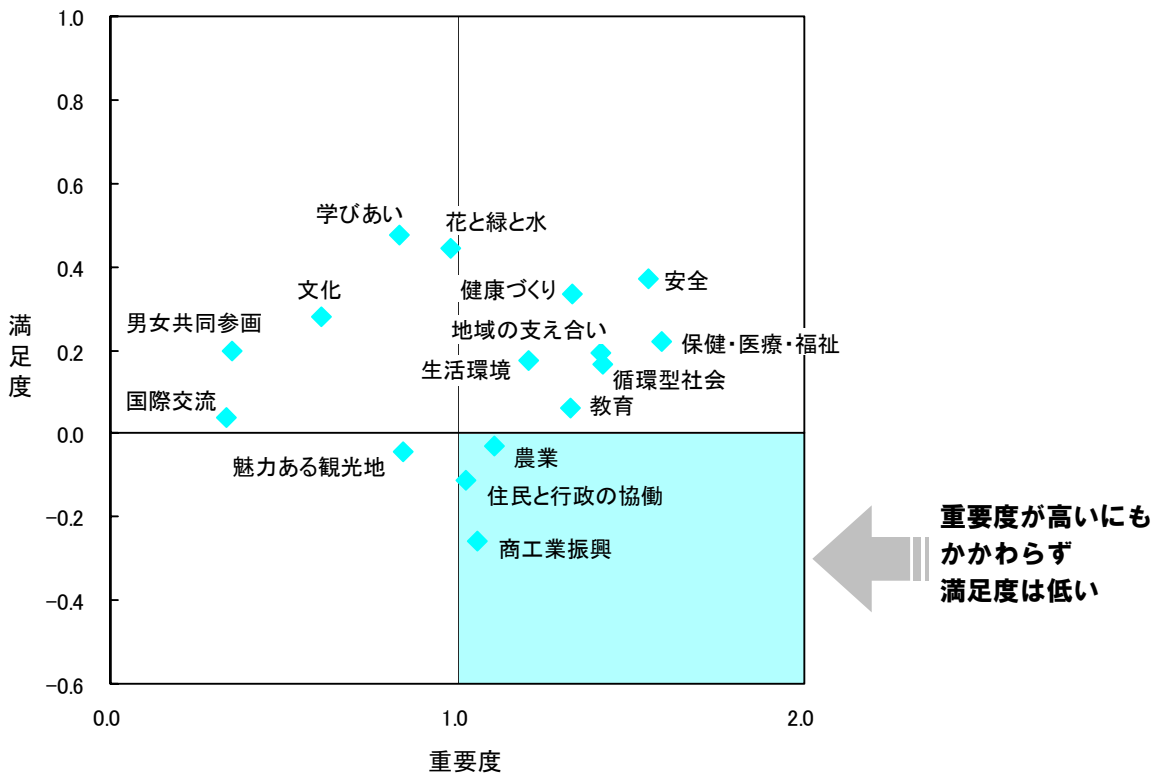
新たなまちづくり計画を策定するにあたり、広く市民の市政への関心やまちづくりに対する意識調査の一環として、今まで市が進めてきた施策に対する満足度・重要度について把握しています。

この市民意識調査にみる本市の課題については、次のように集約されます。

- 市民がこれからのまちづくりで重視している重要度の高い項目に、本市の課題である「(1) 少子・高齢化と人口問題」、「(2) 社会保障」、「(3) 地球環境問題」、「(6) 安心・安全」の4つが入っています。
- 市民が重視している重要度が高いにもかかわらず、市民の満足度が低くなっている項目として、本市の課題である「(4) 新しい公共と協働」、「(5) 経済と雇用環境」が入っています。

【市民の満足度と市民が重視する項目（重要度）の相関関係図】

(資料：H24年度まちづくりアンケート結果より抜粋)



※ 市民の満足度を縦軸に、重要度（市民が重視する項目）を横軸にとり、調査項目ごとの満足度と重要度の相関関係を示しています。

基 本 構 想

(平成 26 年度～平成 35 年度)

第3章 基本構想

1. まちづくりの基本理念

本計画に基づくまちづくりを実現するうえで、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方を基本理念として定めます。

本市では、市民だれもが親しみ、市民の心のよりどころとなる「東御市民憲章」が平成18年10月3日に定められました。本市のまちづくりに対する市民共通の根本的な姿勢を示す、この市民憲章を、第2次東御市総合計画の基本理念とします。

東御市民憲章

東御市は、烏帽子、蓼科をはじめとした雄大な山並み、千曲の清流がおりなす豊かな風土と長い歴史に育まれた美しいまちです。自然の恵みをうけた郷土は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築かれました。

わたしたちは、このまちに生きることに喜びと誇りをもち、未来（あした）に輝くまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 1、自然を大切にし、環境と調和した美しいまちをつくります。
- 1、ともに支え合い、健やかで安心して暮らせるまちをつくります。
- 1、思いやりの心を持ち、子どもたちがのびやかに育つまちをつくります。
- 1、芸術や伝統に親しみ、文化の薫るまちをつくります。
- 1、活力ある産業を育み、若者がつどう豊かなまちをつくります。

2. 東御市の将来都市像

第2次東御市総合計画は、市民が安心して暮らせる、個性的で魅力ある都市をつくるため、市民と行政がまちづくりの目標を共有し、共に知恵を出し合い、共に目標に向かって実践することができる計画にしていかなければなりません。

そのため市民が共通して目指すことのできる将来都市像を掲げ、その実現に向けて、市と市民が互いに役割を明らかにして共に歩みを進めるものとします。

人と自然が織りなす

しあわせ交流都市 とうみ

自然の恵み、農山村の潤いに育まれてきた個性豊かな文化と美しい郷土に愛着と誇りを持ち、心あたたまるふれあい、いきいきとした活動によって人と人を結び、誰もが笑顔で暮らし続けられる“幸せ”が実感できる都市を目指します。

3. まちづくりの基本目標

将来都市像の実現に向けて「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」を実現するために、6つの将来目標を掲げ、まちづくりを進めます。

I 豊かな自然と人が共生するまち

【政策①】 I-1 自然と調和した住みよいまちを目指す

【政策②】 I-2 地球環境への負荷の少ないまちを目指す

誰もが住みよいと感じるまちの基本は、快適に暮らすことができる環境です。とりわけ豊かな自然は、人々にやすらぎをもたらし、生活に潤いをもたらせてくれます。

本市の恵み豊かな自然環境を市民共有の財産として次代に継承していくために、市民一人ひとりが自然を愛し、親しみ、守り、育てることに努めるとともに、市民が潤いと豊かさを実感し、ゆとりある生活を送れるよう、農村環境や水辺環境の保全や整備を市民と行政が協力して取り組み、水と緑に包まれた魅力ある生活景観の形成による環境と調和したまちづくりを進めます。

さらに、市民と行政が互いに協力し合って、地球温暖化の防止やごみ排出量の削減、資源物のリサイクル活動を進め、循環型・低炭素社会の実現を目指します。

II 安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち

【政策①】 II-1 快適で暮らしやすいまちを目指す

【政策②】 II-2 暮らしの安心を支える上下水道をつくる

【政策③】 II-3 暮らしの安全がひろがるまちを目指す

市民の快適な生活を支える基本となるものは、安心できる都市基盤の整備と安全・安心のまちづくりです。

身近な生活道路や幹線道路網の整備、公共交通の充実、上下水道等の社会基盤施設の整備に努め、住環境の質の向上による快適で住みよいまちづくりを進めます。

また、行政が行う防災・減災対策に加え、市民が主体となった防災活動を推進し、家庭、地域、行政が互いに協力しながら災害に強いまちづくりを進めます。

さらに、地域消防体制の充実や地域防犯活動や交通安全対策を推進するほか、消費生活の相談体制を充実させることで市民の生命や財産を守り、市民が安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

Ⅲ 子供も大人も輝き、人と文化を育むまち

- 【政策①】Ⅲー1 安心して子供を産み育てられるまちを目指す
- 【政策②】Ⅲー2 心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す
- 【政策③】Ⅲー3 生涯を通じた学びあいとスポーツに親しむまちを目指す
- 【政策④】Ⅲー4 郷土の歴史・文化を守り育てるまちを目指す

子どもたちは、東御の宝であり、市の将来、日本の将来への希望です。また教育や生涯学習などは、心豊かな人生を送るために基本となるものです。

安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。学校教育においては児童生徒の能力と個性を引き出し、児童生徒自らが人生を切り開く力を備えることができるよう、質の高い教育環境を整備するほか、学校・家庭・地域が連携することにより、まち全体で次代を担う人材の育成に努めます。

また、市民がいつまでも充実感や誇りをもって暮らせるよう、生涯学習機能を強化するとともに、郷土の多彩な歴史的資源や文化財の保全・活用、郷土の伝統文化の継承等を通じた文化芸術及びスポーツの持つ、文化力あふれるまちづくりを進めます。

Ⅳ 共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

- 【政策①】Ⅳー1 生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す
- 【政策②】Ⅳー2 安心して医療が受けられるまちを目指す
- 【政策③】Ⅳー3 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す
- 【政策④】Ⅳー4 元気で生きがいのある高齢社会を目指す

市民が安心して健やかに暮らすためには、保健・医療・福祉を包括したセーフティ・ネットの確立が大切です。

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの健康に対する意識を向上させるため、市民主体の健康増進活動を促進するとともに、すべての市民が生涯にわたっていきいきと健康に暮らすことができるよう健康づくりを推進します。

また、安心して医療が受けられること、高齢者や障がい者（児）が生きがいを持って元気に暮らせることなど、子どもから高齢者まで誰もが健康で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の充実に取り組みます。

さらに、市民一人ひとりの絆による心のかよいあうふれあい、助けあいを基本とした地域での助けあいのしくみを創り、みんなで支え合う福祉のまちづくりを進めます。

V 地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち

- 【政策①】 V-1 地域特性を活かす農業の振興を目指す
- 【政策②】 V-2 元気で活力ある産業が育つまちを目指す
- 【政策③】 V-3 定住人口を増加させ、賑わいのあるまちを目指す
- 【政策④】 V-4 交流をひろげる魅力ある観光地を創る

産業振興は、市民の豊かな暮らしを支え、自立したまちづくりの実現を財政面から支える基盤であるとともに、まちの活気や賑わいを生み出す原動力となります。

本市の優れた立地条件と地域特性を活かし、農業では農産物の高付加価値化の推進、優良農地の保全、農業基盤の整備を図り、営農意欲の高い農家を中核として農業の維持発展を図ります。

また、商工業では雇用吸収力の高い企業の誘致や新たな産業機能^{注1)}の誘導を図り雇用の場の確保につとめるとともに、既存企業の活力向上を促進し、市内勤労者の雇用安定を図ります。

さらに、優れた農産物や観光により一層の磨きをかけることによって、人を誘い「住んでみたい」「住んで良かった」と実感できる東御市を創ります。

VI 市民と共に歩む参画^{注2)}と協働のまち

- 【政策①】 VI-1 市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指す
- 【政策②】 VI-2 市民の信頼に応える行財政経営を進める
- 【政策③】 VI-3 開かれた市政を推進する
- 【政策④】 VI-4 全ての人が尊重されるまちを目指す

本市が抱える課題の解決やめざすべき将来都市像を実現するには、市民のまちづくりへの参画が不可欠です。

市民と行政が地域づくりの想いを共有して信頼関係を築き、市民や地域、事業者などの団体と行政が「自助・共助・公助」の互いの役割を果たしていく協働のまちづくりを進めます。

また、市政情報を積極的に提供し、市民と行政が情報を共有する開かれた市政を推進し、まちづくりへの積極的な市民参加を促進していきます。

さらに、行政組織のスリム化や広域行政の推進、施策・事業の効率化及び財政力の強化を図るなど、自主・自立の持続可能な行財政運営を進めます。

注1) 新たな産業機能：市内の産業全体への高い波及性と大きな成長が期待される先端技術産業をいい、代表的なものとしては①健康・医療、②環境・エネルギー、③情報通信・エレクトロニクス、④ロボット、⑤ナノテクノロジーなどの分野を指します。

注2) 参画：「事業・政策などの計画に加わること」ですが、この場合、市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程において、責任を持って主体的に関わっていくことを言います。単なる「参加」とは異なり、意思決定の形成に加わることにより、責任ある行動が求められるという意味を含んでいます。

人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ

【基本目標】

I 豊かな自然と人が共生するまち	II 安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち	III 子供も大人も輝き、人と文化を育むまち
------------------	---------------------------	------------------------

【政策】

I 1 自然と調和した住みよいまちを目指す	I 2 地球環境への負荷の少ないまちを目指す	II 1 快適で暮らしやすいまちを目指す	II 2 暮らしの安心を支える上下水道をつくる	II 3 暮らしの安全がひろがるまちを目指す	III 1 安心して子供を産み育てられるまちを目指す	III 2 心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す	III 3 生涯を通じた学びあいとスポーツに親しむまちを目指す	III 4 郷土の歴史・文化を守り育てるまちを目指す
--------------------------	---------------------------	-------------------------	----------------------------	---------------------------	-------------------------------	---------------------------------	------------------------------------	-------------------------------

【施策】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
豊かな自然の継承と共生の実現	身近な水環境の保全と活用	里山・森林の保全と活用	地の利を活かした新エネルギーの活用	ごみの適正処理と減量・資源化の推進	秩序ある土地利用の推進	ゆとりある住環境づくりの推進	安全・快適な道路環境の整備	公共交通の利便性の向上	水道水の安定供給	下水道事業の経営基盤の充実	防災意識の高揚と防災体制の充実	災害に強い地域づくりの推進	地域消防体制の充実	地域防犯活動の推進	安心な消費生活への支援	子育て支援の核となるセンター機能の充実	ファミリーサポート体制の構築	発達特性を持つ子どもへの早期療育支援体制の構築	より豊かな幼児教育、保育の実践	子どもたちの安全で安心な居場所づくり	安全・安心な教育環境の整備	豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進	確かな学力と学びを考える力を育む教育の推進	学校と家庭と地域の連携推進	青少年の健全育成の推進	人づくり 地域づくりにつながる生涯学習の推進	情報の収集・提供の拠点としての図書館の充実	スポーツ、芸術文化活動の推進	文化財の保存と活用	地域の文化や伝統行事の継承

IV 共に支えあい、 みんなが元気に暮らせるまち				V 地域の魅力を活かし、 活力とにぎわいを生むまち				VI 市民と共に歩む参画と 協働のまち			
IV1 生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す	IV2 安心して医療が受けられるまちを目指す	IV3 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す	IV4 元気で生きがいのある高齢社会を目指す	V1 地域特性を活かす農業の振興を目指す	V2 元気で活力ある産業が育つまちを目指す	V3 定住人口を増加させ、賑わいのあるまちを目指す	V4 交流をひろげる魅力ある観光地を創る	VI1 市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指す	VI2 市民の信頼に応える行財政経営を進める	VI3 開かれた市政を推進する	VI4 全ての人が尊重されるまちを目指す

32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64
○ 生涯を通じた健康増進の推進	健康づくり意識の高揚と推進体制の充実	○ 市民病院の医療体制の充実	○ 医療ネットワーク形成による地域医療の充実	国民健康保険事業の健全な運営	○ ひとり親・生保世帯の自立支援と生活の安定	○ 支え合う地域福祉づくりの推進	障がい者(児)福祉の充実	虐待防止の推進	高齢者が活躍するまちづくりの推進	○ 介護予防の充実	介護サービスの充実	○ 地域包括支援体制の充実	○ 東御ブランドの確立と新規特産品の振興	○ 農地流動化の促進及び耕作放棄地の再生	農業担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立	雇用の創出と労働環境の充実	○ 商工業の支援と育成	中心市街地のにぎわい創出	○ 新規起業家への支援と企業立地の促進	○ I・J・Uターン移住者の誘導による定住の促進	○ 観光拠点の整備と情報発信の強化	地域資源を活用した体験型、滞在型観光の推進	○ 小学校区単位の地域づくりの推進	○ 協働のまちづくりの推進と担い手の育成	効果的な行政運営の推進	持続可能な財政運営の推進	広域連携による共同事業の促進	市政が見える広報活動の充実	○ 広聴活動の充実による市民参画の促進	○ 男女がともに参画するまちづくり	人権意識の高揚と人権擁護の推進	多文化共生の推進

